

山口県における学童保育の空間的な評価

程 摠怀*・山本善積

Evaluation on the Space of After-school Center in Yamaguchi

CHENG Shuhuai・YAMAMOTO Yoshizumi

(Received September 25, 2015)

1、研究の目的と方法

近年、小学生の放課後の過ごし方においては、地域の安全性の低下、共働き家庭の増加、習い事に通う子どもが増えたことにより、子どもたちが安全で安心して放課後生活を過ごすことが難しくなってきた。そのため、学童保育の重要性が認知され、1997年からは児童福祉法で「放課後児童健全育成事業」（以下は学童保育と称する）として位置づけられてきた。一方、文部科学省の放課後子ども教室推進事業も重視されてきた。こうした中で、文部科学省と厚生労働省による「放課後子どもプラン」が2007年度から始まった。2014年に改定された「児童福祉法」のなかで、学童保育の運営基準が条例化されたが、施設基準に関しては、「国の基準を参考にして基準を定める」ということになっており、明確な基準がない。また、「余裕教室等の公有財産の貸し付け等を積極的に行い、実施の促進を図る」（児童福祉法）、「小学校の余裕教室等を活用することが望ましい」（放課後子ども総合プラン）などにより、学校の余裕教室を利用して実施する学童保育や「一体型を中心した学童保育と放課後子ども教室」などがこれから急増すると予想される。

これらの背景を踏まえ、2013年に小学校の余裕教室を利用した学童保育が多く見られる山口県下関市を調査対象としてアンケート調査と訪問調査を行った。その調査結果として、余裕教室を利用して実施している学童保育は施設・設備面での制約が多いことがわかった。余裕教室を利用した学童保育だけでなく、ほかの施設を利用した学童保育もそれぞれの空間問題を抱えていると思われる。学童保育の実施場所や施設・設備などの設置状況及び活動状況を把握すれば、既存の空間問題、スペースの狭さによる活動の制約などが見えてくると考えた。それをもとに、「生活の場」に必要な環境整備を考察することを研究目的とした。

そのために、山口県内（下関市を除く）の286か所の学童保育を調査対象として、郵送による質問紙調査を行った(2014年11月)。194の学童保育から回答がされ、回収率67.8%であった。

2、山口県の学童保育の状況

山口県子ども未来課によれば、山口県内の学童保育実施状況は次のとおりである。学童保育数は335か所（公営198か所）であり、公立小学校数（305校）に対する学童保育設置率は110%である。しかし、学童保育が校区に設置されていない小学校数も53校ある。入所児童数は11,782人である。また、把握している待機児は18か所に122人がいる¹。山口県内の学童保

*山口大学教育学研究科平成26年修了

¹山口県子ども未来課、2014年。

育を表1に規模別に示した。国が2007年に策定した「放課後児童クラブガイドライン」では「概ね40人程度が望ましい」とされているが、山口県では、40人以下の学童保育は6割弱しかない。また、71人以上の大規模学童保育は24か所もあった。

質問紙調査結果によれば、下関市を除く実施場所については、学校の余裕教室が一番多く、28.4%である。

次に学校内の専用施設も同程度の25.8%である。それ以外に、公的施設(17.9%)、学校外の専用施設(14.7%)、余裕教室以外の学校施設(6.8%)、その他(6.3%)がある。下関で見られたような、民家を借りて実施しているところはなかった。

市町ごとの実施場所の割合については図1で示した。学校の余裕教室が多く、その割合が半数を超えているのは長門市(100.0%)、光市(75.0%)、周南市(58.8%)である。それ以外でも、宇部市、萩市、防府市、山陽小野田市も3割程度ある。学校内専用施設の割合が一番高いのは柳井市で、5割程度である。また、岩国市と防府市も少なくなく、3割ある。教室以外の学校施設が最も多いのは下松市(25.0%)である。学校外の専用施設の割合は下松市(50.0%)と山口市(36.0%)が高い。公的施設は、美祢市が多い(50.0%)。

全国の実施状況と比べてみると、表2で示したように、余裕教室、学校内の専用施設、教室以外の学校施設、学校外の専用施設の比率は全国より高いことがわかる。

また、学校内で実施している学童保育は61.1%である。全国(53.5%)より高い。一方、公的施設と民家・アパートの比率は全国より低い。下関市を含めた山口県で全国と比べれば、余裕教室の割合が山口県はさらに高くなる。

また、余裕教室の中で、主に1つの教室と2つの教室を利用しているタイプがある。調査結果では、1つの教室タイプは83.3%であり、2つの教室タイプは13.0%である。余裕教室で実施されている学童保育に「室内遊びはできているか」「外遊びができていないか」をたずねた。ほとんど(8割強)の余裕教室では室内遊びも外遊びもできているが、「どちらとも言えない」と回答された学童保育と「できていない」と回答された学童保育を合わせると1割以上あったことから、すべての子どもが自由に遊べているとはいえない。

表1 山口県の学童保育規模
クラブ数(%)

規模	クラブ数
40人以下	190 (56.7)
40人～70人	121 (36.1)
71人以上	24 (7.2)
計	335 (100.0)

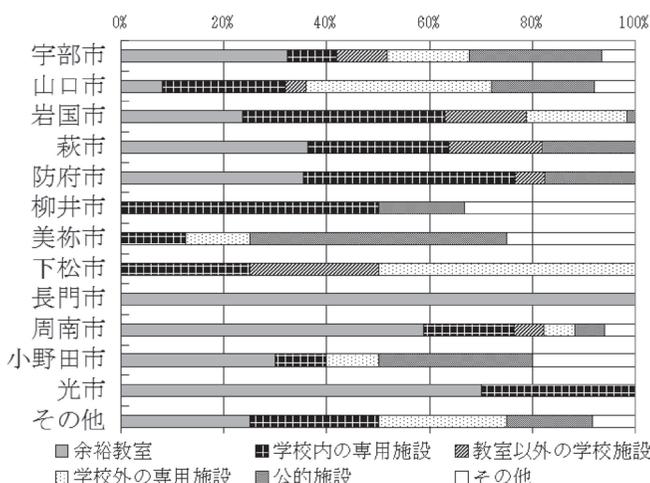


図1 下関市を除く各市の実施場所

表2 実施場所 (全国との比較)

実施場所	全国	山口県 (下関市 を除く)*	山口県 (下関市 を含む)*
学校の余裕教室	25.6%	28.5%	34.4%
学校内の専用施設	23.3%	25.8%	28.8%
学校外の専用施設	7.9%	14.7%	8.0%
教室以外の学校施設	4.6%	6.8%	2.1%
公的施設	27.5%	17.9%	13.1%
民家・アパート	6.3%	0.0%	0.0%
その他	4.8%	6.3%	13.6%
計	100.0%	100.0%	100.0%

*質問紙調査による

また、1つの教室タイプと2つの教室のタイプに分けて見てみると、表3で示したように、1つの教室タイプの場合は「室内遊び」が「できている」と回答された割合が84.1%であり、「できていない」と回答された割合が2.3%であり、「どちらとも言えない」との回答が13.6%であった。「外遊び」については、「できている」が81.8%であり、「できていない」が9%であり、「どちらとも言えない」が9%であった。2つの教室の場合は、「室内遊び」でも「外遊び」でも、すべての学童保育で「できている」と回答された。このように、遊びについて、2つの教室タイプは1つの教室タイプよりできていると思われる。

表3 1つの教室タイプと2つの教室タイプの遊びについての比較

タイプ	できている		できていない		どちらとも言えない	
	1つ教室	2つ教室	1つ教室	2つ教室	1つ教室	2つ教室
室内遊び	84.1%	100.0%	2.3%	0.0%	13.6%	0.0%
外遊び	81.8%	100.0%	9.0%	0.0%	9.0%	0.0%

また、余裕教室で実施されている学童保育の指導員に「困っていること」についてたずねた。全体で見れば、もっとも多いのは「静養スペースがない」(71.4%)である。その次は「室内の遊び場が狭い」(44.6%)である。「スペースが分けられない」と「室内スペースが足りない」と「隣に教室がある」は3割を超えている。「トイレは近くにない」と「人数が多い」は2割くらいある。1つの教室タイプと2つの教室タイプに分けてみると、「静養スペースがない」は1つの教室でも2つの教室でも高いが、「スペースが分けられない」や「室内スペースが足りない」などについて、2つの教室タイプは1つの教室タイプより比率が低い。特に「外遊び場は確保できない」について、2つ教室タイプはすべて確保されていると思われる。ただ、「人数が多い」については、2つ教室タイプでは比較的多い。その原因としては、もともと人数が多かったため、2つの教室

を利用したことが考えられる。以上の比較によると、同じ余裕教室の場合でも、2つの教室を利用しているところは1つの教室を利用しているところより、指導員たちの困っていることが比較的小さいと推測される(図2を参照)。

障がい児の入所状況について、「入所している」と「入所していない」は半数(94か所)ずつである。また、入所しているところに平均2.3人が入所していることがわかった。指導員の加配については、60か所は「ある」と回答した。しかし、まだ30か所以上のところ、つまり、3分の1以上の学童保育に障がい児が入所しているのに、指導員の加配はされていない。巡回指導員が来ている学童保育はわずかに15か所(16.0%)しかない。障がい児の受け入れの人数制限について、8割以上の学童保育は「制限がない」と回答した。障がい児に対して特別に注意することについて、82.4%の学童保育は「ある」と回答した。指導員の加配率は32%で

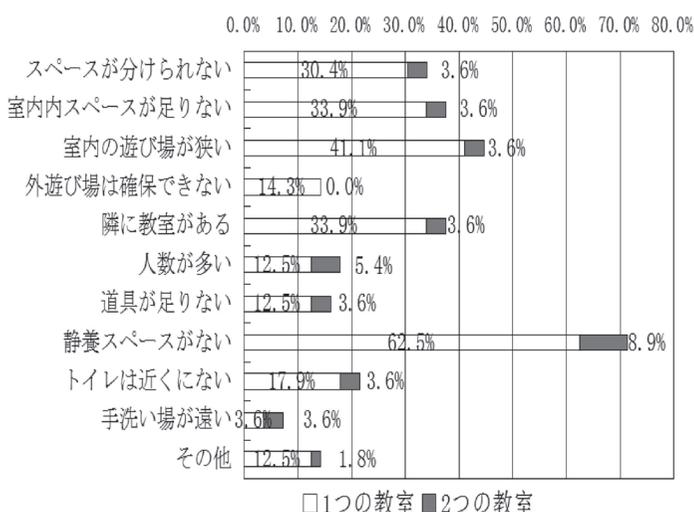


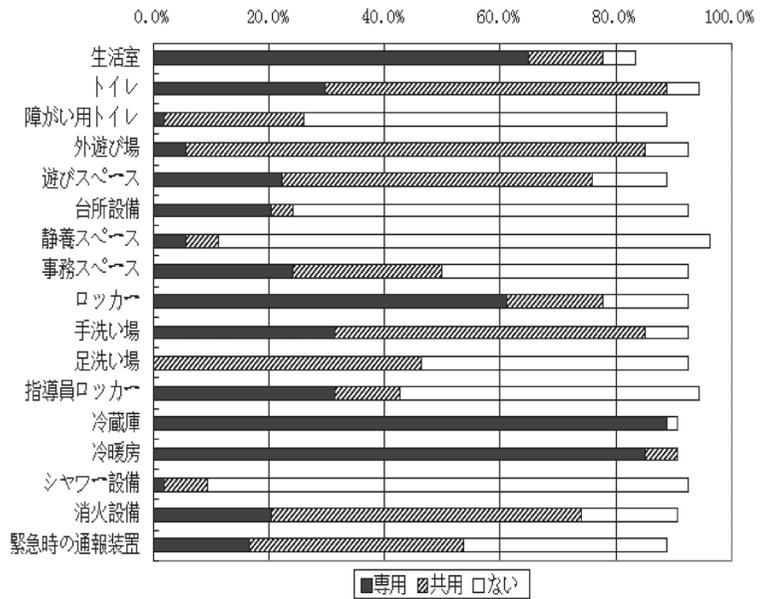
図2 余裕教室で実施している場合の困っていること

あるため、50%以上の学童保育の指導員は障がい児の面倒を見ながら、普通の子どもも見守っていないからではない。指導員に大きな負担がかかっていると考えられる。

3、学童保育の空間的評価

まず、施設と設備の状況である。各学童保育に生活室、遊びスペース、静養室、事務室、屋外の遊び場、障がい児用を含むトイレ、台所設備、ロッカー、手洗い場、足洗い場、温水シャワー設備、冷蔵庫、冷暖房設備、消火設備、緊急時の通報装置の設置状況をたずねた。

設置率が最も低いのはシャワー設備であり、共用を含めて1割しかなかった。また、静養スペースと障がい児用トイレも低く、共用を含めて3割である。設置率が8割を超えているのは冷暖房設備、冷蔵庫、トイレ、手洗い場、生活室、外遊び場、ロッカー、消火設備である。その中で、冷暖房設備、冷蔵庫、ロッカー、生活室、手洗い場は専用の割合が高い。外遊び場、遊びスペースは共用の割合が比較的高い。トイレと消火設備は専用と共用が半々程度である。それ以外に、台所設備、事務スペース、緊急時の通報装置、足洗い場の設置率は6割くらいであり、専用と共用が半々程度である。



* 不明があるため100%にならない

図3 余裕教室の施設・設備の設置状況

実施場所ごとに施設・設備の実施状況を分析した。結果は以下のとおりである。

余裕教室の場合、設置率が8割を超えているのは冷暖房設備、冷蔵庫、トイレ、手洗い場、外遊び場である。生活室、遊びスペース、ロッカー、消火設備も8割近く設置されている。その中で、冷暖房設備と冷蔵庫は8割以上、生活室とロッカーは6割が専用である。反対に、外遊び場は8割、トイレ、消火設備、手洗い場、遊びスペースは6割近くが共用である。設置率が1割程度と低いのは静養スペースとシャワー設備である。また、台所設備は2割しかない。事務スペース、足洗い場、指導員ロッカーの設置率は5割以下である。中でも、足洗い場はすべてが共用であり、事務スペースは半分が共用である。

また、余裕教室は1つの教室と2つの教室を利用しているケースがあるため、施設・設備の設置状況について、比較してみた。2つの教室は1つの教室より生活室の設置率が高く、専用の割合も少し高い。また、2つの教室の方は、トイレ、静養スペース、事務スペース、指導員ロッカーの専用の割合も少し高い。ほかの施設・設備の設置状況はほとんど変わらない。

学校内の専用施設の場合は専用の施設・設備が多いが、外遊び場はほとんど共用である。事務スペースも共用の割合が高い。遊びスペースは専用と共用が半々程度である。台所設備の設

置率が高く、ほとんど専用である。手洗い場も足洗い場も専用の割合が高い。しかし、シャワー設備がほとんど設置されていない。また、静養スペースの設置率も低い。

学校外の専用施設の場合は専用の施設・設備が多い。手洗い場、台所設備、トイレは設置率が高く、ほとんど専用である。共用が多いのは外遊び場である。シャワー設備の設置率は2割しかない。障がい児用トイレは4割、静養スペースは半分くらいしか設置されていない。

公的施設の場合は共用が多い。トイレ、障がい児用トイレ、外遊び場、遊びスペース、台所設備、手洗い場、消火設備などは共用の割合が高い。生活室、ロッカー、冷蔵庫、冷暖房設備は専用の割合が高い。

また、施設・設備について、「余裕教室」、「学校内専用施設」、「学校外専用施設」、「公的施設」の4つのタイプで比較してみたところ、施設・設備について、次のことがわかった。①「余裕教室」では設置率も専用の割合も比較的低いこと、②「公的施設」では設置率は低くないが、専用の割合が低いこと、③「学校内専用施設」と「学校外専用施設」では設置率も専用の割合も高い。また、「学校外専用施設」は「学校内専用施設」より、設置率も専用の割合も少し高いことである。

いわゆる、「余裕教室タイプ」、「専用施設タイプ」、「共用施設タイプ」のなかで、空間面で「生活の場」として最もふさわしい施設は「専用施設タイプ」である。しかし、一番ふさわしいとはいえ、「学校外専用施設」では、シャワー設備、障がい児用トイレ、静養スペースの設置率が低く、遊びスペースの専用の割合が低いなどの問題をかかえている。それ以外に、「余裕教室タイプ」では静養スペース、シャワー設備、台所設備がほとんど設置されていないことや事務スペース、足洗い場、指導員ロッカーの設置率が5割以下であること、または1割以上のところでは外遊び場がないなどの問題がある。「共用施設タイプ」ではトイレ、障がい児用トイレ、外遊び場、遊びスペース、台所設備、手洗い場、消火設備など多くの施設・設備が共用であり、自由に利用できないという問題を持っていると考えられる。

次に、これらの実施場所タイプの典型的な例を挙げ、それぞれの特徴をさらに具体的に明らかにする。

(1) 余裕教室タイプ

学童保育1（図4）は学校の余裕教室を1つ利用している。約60㎡の空間で、1年～3年生46人と4年～6年生18人、計64人（そのうち障がい児4人）の子どもが放課後を過ごしている。図工室の隣にあり、普通の教室ではないため、授業を妨げる心配は要らない。また、図工室の鍵は指導員たちが預かっているため、必要なときに自由に使えるようである。子ども1人の平均面積は1㎡もなく、空間的に狭い感じがするが、指導員たちによって、室内遊びも外遊びもできており、特に困っていることはないとのことであった。

学童保育1の施設について見ると、事務スペースは専用であるが、生活室、遊びスペース、トイレ、外遊び場、手洗い場、足洗い場は共用である。また、静養スペースも畳スペースもないが、折りたたみ式の簡単なマットを用意している。設備面では、ロッカー、冷蔵庫、緊急時の通報装置は専用であり、それ以外の台所設備などの設備はほとんど設置されていない。設備は不十分であるが、指導員たちはいろいろな対応をしている。たとえば、台所がないが、専用のオープンレンジがあるので、子どもたちと

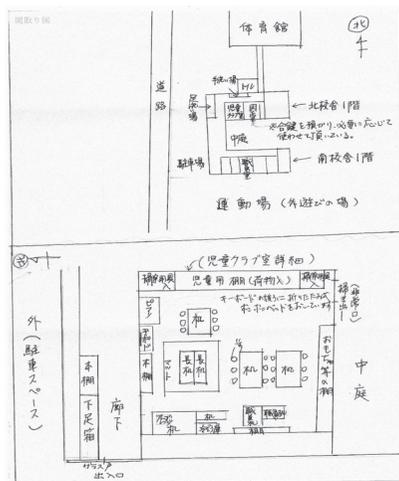


図4 学童保育1の平面図

のおやつ作りはできる。また、冷暖房設備がないが、ファンヒーターや扇風機などで対応しており、指導員ロッカーは荷物置き場の棚で確保されている。しかし、「生活の場」としては1つの余裕教室を利用したタイプの施設・設備はとて不十分である。そのため、遊びやおやつ作りなどの活動に限界はあるが、せめてこうした指導員の対応が望まれる。

平面図を見てみると、机などを置いてある部屋は狭く、スペースの区切りができないため、室内の遊びスペースはわずかである。60人の規模から考えると、座ってする遊びしかできないと推測される。外遊び場については、運動場が近いので、移動することは大変ではないと思われる。また、中庭や必要なときに使える体育館なども子どもたちが体を動かして遊べる場所である。手洗い場・足洗い場・トイレは専用ではないが、すぐ近くにあるため、利用しやすいと思われる。ただ、駐車場と隣接しているため、危険性もあると推測される。

(2) 学校内の専用施設

学童保育2(図5)は学校内の専用施設を利用している。159.6㎡の空間で75人の子どもが過ごしている。1人の平均面積は2.1㎡で、国のガイドラインの基準より広い。施設について見ると、障がい児用トイレ、外遊び場、静養スペースは共用で、ほかの必要な施設²はすべて専用である。設備については、シャワー設備以外のすべてが設置され、ほとんど専用である。

平面図を見てみると、2つの部屋があり、スペースの分割もできている。静養室と事務室は併用しているとはいえ、ベッドもあるので、十分に休めると考えられる。しかし、静養スペースが狭いので、2人以上の具合の悪い子どもがいる場合は、調整しなければならない。グラウンドにあるため、外遊びは確保されている。また、台所設備も完備されている。

(3) 学校外の専用施設

学童保育3(図6)は学校外の専用施設を利用している。150㎡の空間で34人の子どもが過ごしている。1人の平均面積は4.4㎡もある。施設・設備面でも、必要な施設・設備はすべて設置され、ほとんどは専用である。設置率が最も低いシャワー設備と台所設備も専用である。洋室と昼室があり、学習スペースも確保されている。近くにとて広い運動広場があるため、外遊び場も確保されていると思われる。

しかし、学校外にあるので、学校から移動してくるときは少し不便であると考えられる。また、この学童保育は学校との連携をしているが、文書交換程度であり、十分とは言えない。

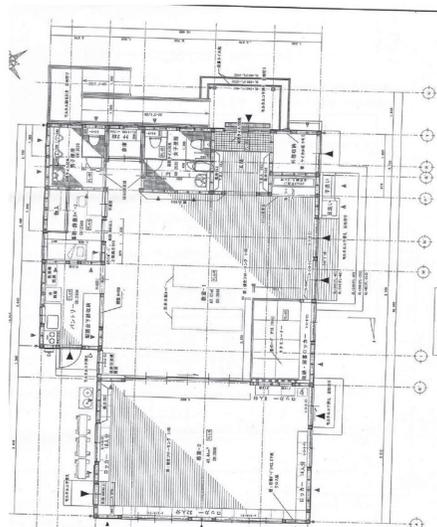


図5 学童保育2の平面図

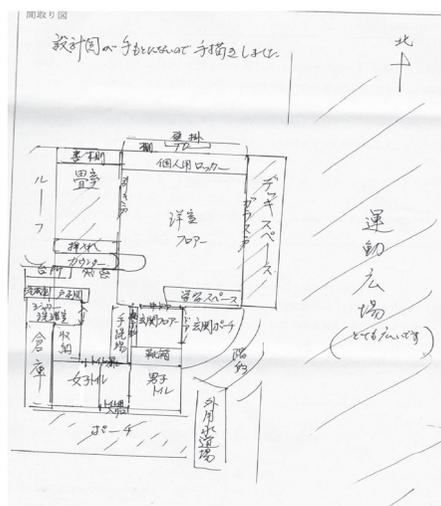


図6 学童保育3の平面図

²全国学童保育連絡協議会、「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」による。

(4) 公的施設

学童保育4(図7)は、児童館の中で実施している。学童保育の専用スペースは60㎡である。児童数は50人(障がい児3人を含む)もいる。施設・設備については「共用」が多いものの、設置されていない設備はシャワー設備だけである。学童保育の生活スペースは児童クラブ室と集会室兼ボランティア室が共同で利用されているようである。外遊び場は小学校のグラウンドを利用している。しかし、外遊び場に行くには児童館職員の駐車場を通過して通学路を渡らなければならない。移動するときは大変であるし、危険性もあると考えられる。

以上の4つの例以外には、「余裕教室」のなかの「余裕教室1教室タイプ」と「余裕教室2教室タイプ」を比較してみたが、空間的な特徴として、大きな違いが見られなかった。「1教室タイプ」も「2教室タイプ」も「室内スペースが足りない」、「専用のスペースがない」、「設備がほとんど設置されていない」などの問題を持っており、このタイプの特徴点である。ただ、「2教室タイプ」はスペース分けの面では、「1教室タイプ」より、少しやりやすいところがあると思われる。一方、「学校内の専用施設」と「学校外の専用施設」も空間的な特徴として、大きな違いが見られなかった。どちらも専用の施設・設備が多いという特徴点があり、「専用施設タイプ」と見ることができる。「公的施設」は施設・設備の面では、共用しているものが多かった。空間的な特徴としては、必要な施設・設備がほとんど設置されているが、専用ではなく、共用の場合が多いことであると考えられるため、「共用施設タイプ」と見ることができる。つまり、学童保育の実施場所により、「余裕教室タイプ」と「専用施設タイプ」と「共用施設タイプ」と、この3つのタイプで特徴が異なると言える。

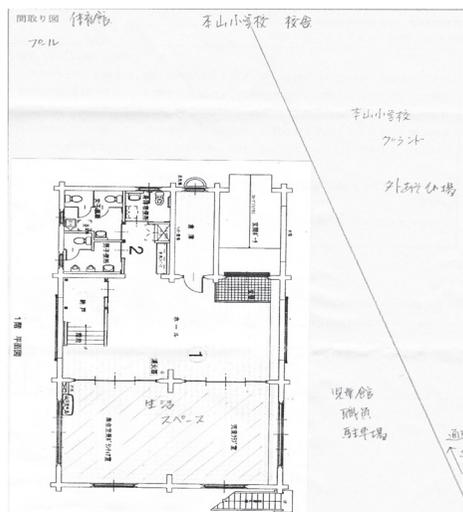


図7 学童保育4の平面図

「公的施設」は施設・設備の面では、共用しているものが多かった。空間的な特徴としては、必要な施設・設備がほとんど設置されているが、専用ではなく、共用の場合が多いことであると考えられるため、「共用施設タイプ」と見ることができる。つまり、学童保育の実施場所により、「余裕教室タイプ」と「専用施設タイプ」と「共用施設タイプ」と、この3つのタイプで特徴が異なると言える。

4、まとめと考察

現在、子どもたちが放課後を過ごす学童保育の環境整備は大きな問題になっている。本研究では、学童保育の施設・設備などの空間問題について、山口県内の学童保育に郵送による質問紙調査を行い、その結果を、「余裕教室」、「学校内専用施設」、「学校外専用施設」、「公的施設」の4つのタイプに分けて分析した。

余裕教室の場合、設置率が8割を超えているのは冷暖房設備、冷蔵庫、トイレ、手洗い場、外遊び場である。生活室、遊びスペース、ロッカー、消火設備も8割近く設置されている。その中で、冷暖房設備と冷蔵庫は8割以上、生活室とロッカーは6割が専用である。外遊び場は8割、トイレ、消火設備、手洗い場、遊びスペースは6割近くが共用である。設置率が低く、1割しかないのは静養スペースとシャワー設備である。また、台所設備は2割しかない。

学校内の専用施設の場合は専用の施設・設備が多いが、外遊び場はほとんど共用である。遊びスペースは専用と共用が半分ずつである。台所設備の設置率が高く、ほとんど専用である。手洗い場も足洗い場も専用の割合が高い。しかし、シャワー設備がほとんど設置されていない。静養スペースの設置率も低い。

学校外の専用施設の場合は専用の施設・設備が多い。手洗い場、台所設備、トイレは設置率

が高く、ほとんど専用である。共用が多いのは外遊び場である。障がい児用トイレは4割、静養スペースは半分くらいしか設置されていない。

公的施設の場合は共用が多い。トイレ、障がい児用トイレ、外遊び場、遊びスペース、台所設備、手洗い場、消火設備などは共用の割合が高い。

さらに上記の4つのタイプは、施設・設備の具体的な状況から特徴を見ると、3つのタイプに集約できることがわかった。それは、「余裕教室タイプ」、学校内、学校外の「専用施設タイプ」、そして公的施設に見られる「共用施設タイプ」である。

「生活の場」として、空間的な面で一番ふさわしい施設は「専用施設」である。学校外・学校内の「専用施設」ともに、外遊びの場を確保すること、シャワー設備、障がい児用トイレ、静養スペースを設置することを課題として、進めていく必要がある。しかし、経費が足りないとか場所が取れないなどさまざまな要因があり、すべての学童保育を「専用施設」にできるものではないと思われる。そのため、「余裕教室」の活用も必要であろう。「余裕教室」の場合は、施設・設備面の問題が現状では多いが、これらの問題の解決や緩和を図ることを考えねばならない。そのため、「余裕教室」をうまく利用することは今後の課題としなければならない。その際に考えられることを述べる。

その1つとして、複数の教室を確保することが考えられる。現状では1つの教室だけを利用している学童保育が多く、2つの教室を利用している学童保育はまだ少ない。しかも、後者のほとんどは入所児童数が多いために、2つの教室を利用しているのである。実施の例を見てみたが、2教室を利用している場合でも問題の改善が図られているとはいいがたい。しかし、少人数（40人以下）で2つの教室を利用する場合は、1つの教室を生活室として、もう1つの教室を遊びスペースとして利用すれば、スペースの区切りはある程度できる。生活室の中で、静養スペースを確保していくことや遊びスペースで自由に遊ぶことはできると考えられる。そうすると、今の「余裕教室タイプ」の「スペースが分けられない」「室内遊びスペースが足りない」といった問題に対して、改善策になるだろう。

もう1つは、「余裕教室」の管理替え（財産処分など）を行い、学校の施設から切り離して学童保育が改修して使えるようにすることが考えられる。これは山口県では少ないが、全国的には決して少なくない。普通の教室に畳などを敷いて静養スペースを確保したり、専用の台所設備などを設置したりすることができると考えられる。「専用設備の設置率が低い」といった問題に対する改善策になるだろう。

謝辞

本研究を行うにあたり、ご協力いただきました山口県健康福祉部子ども未来課、全国学童保育連絡協議会並びにアンケート調査にご協力いただきました学童保育の指導員の皆様に厚く御礼申し上げます。なお、「下関市における放課後の居場所に関する研究」（2014年発表）並びに今回の研究は学術振興会科学研究費（課題番号25350045）により行いました。

参考文献

1. 全国学童保育連絡協議会『学童保育の実態と課題—2012年版 実態調査のまとめ』, 2013年
2. 山口県健康福祉部子ども未来課ホームページ並びに提供資料
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a13300/index/>
3. 国民生活センター『学童保育サービスの環境整備に関する調査研究』, 2010年